

令和7年4月1日施行

郡 山 女 子 大 学 学 則

郡山女子大学学則

令和7年4月1日施行

第一章 総 則

第1条 本大学は、家政学に関する高度の学芸を教授研究し、生活文化の向上と社会開発に寄与する専門職業人としての教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い、女性の特質をもって世界平和と人類の福祉とに貢献しようとする人物を育成することを目的とする。

第2条 本大学は、郡山女子大学（以下「本学」という。）と称する。

第2条の2 本学は、学校法人郡山開成学園が設置する。

第3条 本学の位置は、福島県郡山市開成三丁目25番2号に置く。

第3条の2 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第3条の3 本学は、前条第1項に規定する自己点検・評価に加え、その教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

2 前項の認証評価に関する規則等は、別に定める。

第3条の4 本学は、教育研究活動状況の情報を広く提供するものとする。

第二章 学部及び学科

第4条 本学に、次の学部及び学科を置く。

家政学部 生活科学科

食物栄養学科

2 前項の家政学部生活科学科においては、人間守護の理念に基づく家政学教育の下に専門的な知識と技術を深く教授するため、履修上の区分として、次の2専攻を設定する。各専攻における人材養成上の目的及び教育目標は次に掲げるものとする。

一 社会福祉専攻

福祉社会を切り開く資質豊かな福祉専門家を養成するため、介護福祉と社会福祉に関する専門知識と技術を教授し、介護に関する援助指導及び福祉に関する相談援助指導等の実践能力を養うものとする。なお、社会福祉専攻での介護福祉士養成課程・社会福祉士養成課程の定員は別に定める。

二 建築デザイン専攻

人と自然の共生を可能にする住環境を柔軟に創造できる建築専門家を養成するため、住生活の在り方及び建築物の本質を探究し、専門的知識と技術及び具体的な手法力を養うものとする。なお、建築デザイン専攻での教職課程（高等学校一種「工業」）の定員は10名とする。

- 3 第1項の家政学部食物栄養学科は管理栄養士養成施設として、食生活を取り巻く社会環境の変化に対応した国民の健康づくりを支える栄養指導及び食育指導等の専門家を養成するため、人間の健康と栄養に関わる高度の知識と実践的な技能を教授するとともに、管理栄養士の社会的役割の自覚を培い、社会のあらゆる場で指導的役割を果たす能力を養うものとする。

第4条の2 本学に大学院を置く。大学院の規則は別に定める。

第三章 修業年限及び学生定員

第5条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 在学年数は、8年を超えることはできない。ただし、第19条第2項第2号の規定により入学した学生は、4年を超えて在学することができない。

- 3 第22条第1項の規定により入学した学生の在学年数は、前項の規定にかかわらず、同条第2項により定められた年数の2倍に相当する年数とする。

第6条 学生の定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	三年次編入学定員	収容定員
家政学部	生活科学科	40人	10人	180人
	食物栄養学科	80人	10人	340人

第四章 学期及び休業日

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年は、次の二期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。
- 三 創立記念日 4月22日
- 四 春季休業
- 五 夏季休業
- 六 冬季休業
- 七 学年末休業

2 前項第4号から第7号の休業期間については、毎年度当初に定める学事日程によるものとする。

3 授業回数及び実習日数の確保等が必要がある場合、学長は前項の休業日を変更しそれらを行うことができる。

4 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第五章 教育課程及び履修方法等

第9条 授業科目を次のとおり区分する。

学科	科目区分
生活科学科	共通基礎科目 専門科目 自由選択科目 教員免許状取得等の為の科目（区分は教育職員免許法施行規則の定めによる。）
食物栄養学科	共通基礎科目 専門科目 自由選択科目 教員免許状取得等の為の科目（区分は教育職員免許法施行規則の定めによる。）

第10条 各学科の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとし、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第10条の2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第10条の3 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。

第10条の4 学生は、学年の始め又は学期の始めに、その学年又はその学期において履修する授業科目を登録しなければならない。

2 1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限については、別に定める。

第11条 本学を卒業するための要件は次のとおりとする。

学科	科目区分	要件	
生活科学科 食物栄養学科	共通基礎科目	24 単位以上	} 124 単位以上
	専門科目	88 単位以上	
	自由選択科目		

第11条の2 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定するもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

第11条の3 削除。

第11条の4 生活科学科社会福祉専攻の学生で、本学が別に定める要件を満たした者は、社会福祉主事任用資格を得ることができる。

2 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「養成施設指定規則」という。）別表第四に相当する各科目の出席時数が、同規則に定める時間数の3分の2（ただし、介護実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。

第11条の5 生活科学科社会福祉専攻の学生で、社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法並びに同法施行規則に

基づいて本学が定める授業科目「別表2」を履修しなければならない。

2 生活科学科社会福祉専攻の学生で、介護福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法並びに同法施行規則に基づいて本学が定める授業科目「別表3」を履修しなければならない。

第11条の6 生活科学科建築デザイン専攻の学生で、本学が別に定める要件を満たした者は、一級建築士試験の受験資格（「別表4」の指定科目を履修した者）、二級建築士試験の受験資格（「別表4」の指定科目を履修した者）、インテリアプランナー受験資格（実務経験2年）、インテリア設計士受験資格（実務経験2年）、建築設備士受験資格（実務経験2年）及び商業施設士受験資格を得ることができる。

第11条の7 食物栄養学科の学生で、管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、第11条に規定するもののほか、管理栄養士学校指定規則に基づいて本学が定める単位を修得しなければならない。

第11条の8 食物栄養学科の学生で、第11条の卒業要件を満たした者は、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を得ることができる。

第11条の9 各学科において取得できる教員免許状の種類と教科及び資格は、次のとおりとする。

学部	学科	教員免許状の種類	資格
家政学部	生活科学科	中学校教諭一種免許状〔家庭〕 高等学校教諭一種免許状〔家庭〕 特別支援学校教諭一種免許状 （知・肢・病）	
	社会福祉専攻		社会福祉士国家試験受験資格、 介護福祉士国家試験受験資格、 社会福祉主事任用資格
	建築デザイン専攻	高等学校教諭一種免許状〔工業〕	一級建築士及び二級建築士受験資格、 インテリアプランナー・インテリア設計士・商業施設士の各受験資格
	食物栄養学科	栄養教諭一種免許状	栄養士、管理栄養士国家試験受験資格、 食品衛生管理者任用資格、食品衛生監視員任用資格

第12条 単位の認定は、次のとおりとする。

- 一 授業科目を履修した学生に対しては試験を行い、その成績の評価において単位を認定する。試験は筆記試験及び実技のほか、レポートをもって代えることができる。ただし、実験、実習等の授業科目については、平常の学修成果をもって評価することができる。

二 成績の評価は、次の「成績評価基準」により行うものとし、60点以上のものについて単位を認定する。

「成績評価基準」

評価区分	評価記号と評価内容
100～90点	S：特に優れた成績
89～80点	A：優れた成績
79～70点	B：努力が必要な成績
69～60点	C：最低限度の成績
59～0点	F：否とされた成績
	N：認定のみ科目（GPの対象とせず）

三 授業科目のうち、芸術鑑賞講座・教養講座については、受講レポートの提出をもって所定の単位を修得したものとみなす。ただし、成績の評価は行わない。

四 履修科目として登録していない授業科目については、単位を認定することができない。

五 第2号で定める「成績評価基準」におけるGPについては別に定める。

- 一の授業科目の出席時数が授業時数の3分の2に満たない場合は、その科目の定期試験を受験することができない。
- 当該学期の授業料及びその他の納付金が未納の者は、原則としてその学期の定期試験を受験することができない。
- 正当な理由又はやむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者に対して追試験を行うことがある。また、定期試験の成績が、単位認定の評価に達しなかった卒業要件の必修科目については、再試験を行うことがある。

第13条 本学は、教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、生活科学科社会福祉専攻における養成施設指定規則別表第四に相当する科目のうち講義以外の科目若しくは領域「介護」の科目についてはこれを認めない。

- 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

第14条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。ただし、生活科学科社会福祉専攻における養成施設指定規則別表第四に相当する科目のうち講義以外の科目若しくは領域「介護」の科目についてはこれを認めない。

- 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものと

する。

第15条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第46条の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、生活科学科社会福祉専攻における養成施設指定規則別表第四に相当する科目のうち講義以外の科目若しくは領域「介護」の科目についてはこれを認めない。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行なった前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第13条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第六章 卒業及び学士の学位

第16条 本学に4年以上在学し、第11条第1項に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

第17条 本学を卒業した者には、学士（家政学）の学位を授与する。

第七章 入学、編入学、退学、休学、復学、転科、転学、留学及び再入学

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転学については、学期の始めとすることができる。

第19条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格し

た者を含む。)

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

2 三年次編入学について、次のように定める。

一 定員を次のとおりとする。

生活科学科 10人

食物栄養学科 10人

二 編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

ア 短期大学を卒業した者

イ 高等専門学校を卒業した者

ウ 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者

エ 本学において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

三 前号の規定により編入学を許可された者の既に修得した科目及び単位の認定については、別に定める。

第19条の2 本学に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び所定の書類を添えて提出しなければならない。

第20条 前条による入学志願手続を行った者に対しては、別に定めるところにより入学者選抜を行う。

第21条 前条の選抜結果により合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに所定の納付金を納入し、保証人連署の誓約書及び高等学校卒業証明書等大学に入学することができることを証する書面、住民票又は住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第22条 本学を中途退学した者が再入学を志願するときは、選考の上、教授会の議を経て学長が再入学を許可することがある。

2 前項の規定により再入学を許可された者の入学年次、既に履修した授業科目及び修得単位の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第23条 削除

第24条 学生の保証人は父母又は近親者とする。ただし、これによりがたい場合は、独立の生計を営む成年者とすることができる。

2 保証人は、その学生の在学中の身上に関する一切の事項について責任を負うものとする。

第25条 学生が疾病その他やむを得ない事由により3ヶ月以上欠席しようとするときは、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は1年を限度とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長に願い出て休学期間を延長することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。ただし疾病による場合は、この限りではない。

第26条 休学期間は在学年数に通算しない。

第26条の2 休学の理由が解消したときは、保証人連署の復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

第26条の3 学生が在学中に正当な理由により転科を希望する場合には、教授会の議を経て学長が許可することがある。ただし、学年の途中での転科は認めない。

第27条 本学から他の大学へ転学を志望する学生で、正当な理由があると認められた場合には、教授会の議を経て学長が許可することがある。

第27条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学における学修のために留学することを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学する期間は、1年を限度とする。

3 留学期間は、第16条に定める在学期間に含めることができる。

4 前項までのほか、留学について必要な事項は、学長の定めるところによる。

第28条 疾病その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出しなければならない。

第八章 賞 罰

第29条 次の各号の一に該当する学生に対し、教授会の議を経て学長が賞することがある。

- 一 学業が特に優秀な者又は品質高潔であって、全学生の模範と認められる者
- 二 個性を十分に発揮し、その特質をもって顕著な功績を上げた者

第30条 学生が本学則に背き、学生としての本分に反した行為と認められるときは、教授会の議を経て学長が懲戒することがある。

2 懲戒は訓告・停学・退学とする。

第31条 前条第2項の退学処分は、次の各号の一に該当した者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第九章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金

第32条 入学検定料、入学金及び授業料の金額は、別表五のとおりとする。

第33条 授業料は、年額の2分の1ずつを二期に分けて、その期に示す期日までに納入しなければならない。

第34条 教育充実費及びその他の納付金の金額は別に定めるものとし、授業料納入の際に納入するものとする。

第34条の2 第11条の9に掲げる免許・資格を取得しようとする者は、入学後所定の時期にそれぞれの履修費・実習費等を納入しなければならない。

2 前項の履修費・実習費等の金額は別に定める。

第35条 休学期間中の授業料及びその他の納付金は、徴収しない。ただし、学期の途中で休学又は復学する者は、その期の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

第35条の2 第27条の2第1項の規定により留学を許可された者の留学期間中の授業料及びその他の納付金は徴収しない。ただし、学期の途中で留学し又は留学を終えた者は、その期の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

第36条 既納の入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は返戻しない。ただし、本学が指定する期日までに入学辞退の意思表示をした者については、原則として学生が納付した授業料及び諸会費等を返還する。

第37条 在学中において授業料及びその他の納付金の金額が改訂されたときは、新たに定められた金額を納入しなければならない。

第38条 正当な理由なくして授業料及びその他の納付金を滞納し、督促してもなお納入する意思がないと認めた場合は、教授会の議を経て学長が除籍する。

第十章 教職員組織

第39条 本学に学長、副学長を置く。学長に事故あるときは、副学長がその職務を行う。

2 本学の教育研究上の目的を達成するため、専任の教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

3 本学の運営に関わる業務を処理するため、専任の事務職員を置く。

第十一章 教授会

第40条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長及び専任教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認めるときは、専任の准教授、講師、助教若しくは職員を加えることが

できる。

第41条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は前号に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べる事が出来る。

第十二章 教員の資格

第42条 教授、准教授、講師、助教及び助手の資格については、大学設置基準に基づいて本学が別に定める。

第十三章 図書館及び併設学校

第43条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第44条 学校法人郡山開成学園は、本学のほか、次の学校を併設する。

一 郡山女子大学大学院

二 郡山女子大学短期大学部

三 郡山女子大学附属高等学校

四 郡山女子大学附属幼稚園

2 前項第2号、第3号及び第4号に掲げる学校の規則は、別に定める。

第45条 削除

第十四章 科目等履修生、委託生及び外国人留学生

第46条 本学の開設する授業科目のうち、一部の授業科目の履修を希望する者があるときは、授業及び研究に支障のない限り、科目等履修生として学長が履修を許可することがある。ただし、生活科学科社会福祉専攻の授業科目の一部については履修を認めないものとする。

2 科目等履修生に対する単位の認定については第12条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関する規程は、別に定める

第47条 公共機関から、その所属職員の研修について本学に委託願い出があるときは、授業及び研究に支障のない限り、委託生として学長が入学を許可することがある。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

第48条 外国人で、本学に入学を志願する者については、教授会の議を経て、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可される者は、外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、当該外国公館の証明を有する者

3 第1項の規定により入学を志願する者に対しては、修学に必要な日本語、学力及びその他健康等について、別に定めるところにより選考を行なう。

4 外国人留学生については、別段の定めのあるもののほか、本学則の各章を適用する。

第49条 削除

第50条 削除

第51条 削除

第十五章 公開講座

第52条 本学は、一般社会人等を対象に公開講座を随時に開設することがある。

2 公開講座に関する科目及び聴講料等については、その都度定める。

第十六章 学生組織

第53条 各学科のクラスごとに学生リーダーを置き、一週交代で全員が当たる。

2 クラスのリーダーは、クラス運営及び学内の美化等の環境整備活動を円滑に進めていくためにクラスを統括する。

第十七章 厚生施設

第54条 本学に生活実習館を置き、これを家庭寮という。

2 家庭寮に関する規則は別に定める。

第55条 削除

第十八章 雑 則

第56条 本学則の規定によりがたい事態が発生した場合、学長は本学則の運用を変更することができる。

附 則

- 一 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、昭和42年10月1日から施行する。ただし、第4条、第6条、第9条、第10条及び第11条の規定は昭和41年4月1日から、第30条の規定は昭和43年度入学生から適用する。

附 則

- 一 本学則は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第10条の規定は、昭和45年度入学生から適用する。

附 則

- 一 本学則は、昭和49年4月1日から施行し、昭和49年度入学生から適用する。

附 則

- 一 本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、昭和49年度入学生から適用する。

附 則

- 一 本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第4条、第6条、第10条、第11条及び第29条の規定は、昭和62年度入学生から適用する。

附 則

- 一 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第29条の規定は、昭和63年度入学生から適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第29条（入学金・授業料）の規定は、平成元年度入学生から適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第10条（教育課程）及び第29条（授業料）の規定は、平成2年度入学生から適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第31条（授業料）の規定は、平成3年度入学生から適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 二 第6条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度の間の人間生活学科の入学定員を100人とする。

附 則

- 一 本学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 二 第6条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度の間の人間生活学科の入学定員を100人とする。

附 則

- 一 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 二 第6条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度の間の人間生活学科の入学定員を100人とする。

附 則

- 一 本学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 二 第6条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度の間の人間生活学科の入学定員を100人とする。

附 則

- 一 本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 二 第6条の規定にかかわらず、人間生活学科の平成12年度の収容定員は410人とする。
- 三 第6条の規定にかかわらず、食物栄養学科の平成12年度から平成14年度までの収容定員は次のとおりとする。

食物栄養学科	収 容 定 員		
	平成12年度	平成13年度	平成14年度
	160人	200人	230人

附 則

- 一 本学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 二 第6条の規定にかかわらず、食物栄養学科の平成12年度から平成14年度までの収容定員は次のとおりとする。

食物栄養学科	収 容 定 員		
	平成12年度	平成13年度	平成14年度
	160人	200人	230人

附 則

- 一 本学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、平成14年度入学生から適用するものとし、平成13年度以前の入学生については従前の規定を適用する。
- 三 第6条の規定にかかわらず、食物栄養学科の平成12年度から平成14年度までの収容定員は次のとおりとする。

食物栄養学科	収 容 定 員		
	平成12年度	平成13年度	平成14年度
	160人	200人	230人

附 則

- 一 本学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、平成16年度入学生から適用するものとし、平成15年度以前の入学生については従前の規定を適用する。
- 三 第6条の規定にかかわらず、食物栄養学科の平成16年度から平成18年度までの収容定員は次のとおりとする。

食物栄養学科	収 容 定 員		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	280人	300人	320人

附 則

- 一 本学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 二 第6条の規定にかかわらず、人間生活学科及び食物栄養学科の収容定員は次のとおりとする。

学 科	収 容 定 員		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人間生活学科	370人	320人	270人
食物栄養学科	300人	320人	—

附 則

- 一 本学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、平成18年度入学生から適用するものとし、平成17年度以前の入学生については従前の規定を適用する。
- 三 第6条の規定にかかわらず、人間生活学科及び食物栄養学科の定員は次のとおりとする。

学 科	収 容 員	
	平成18年度	平成19年度
人間生活学科	320人	270人
食物栄養学科	320人	—

附 則

- 一 本学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、平成19年度入学生から適用するものとし、平成18年度以前の入学生については従前の規定を適用する。
- 三 第6条の規定にかかわらず、人間生活学科の収容定員は270人とする。

附 則

- 一 本学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、平成20年度入学生から適用するものとし、平成19年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、平成21年度入学生から適用するものとし、平成20年度以前の入学生については従前の規定を適用する。
- 三 人間生活学科の三年次編入学は平成23年4月1日から福祉コースにおいても可とし、定員10は3コースの合計とする。

附 則

- 一 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

- 二 本学則は、平成22年度入学生から適用するものとし、平成21年度以前の入学生については従前の規定を適用する。
- 三 第6条の規定にかかわらず、人間生活学科及び食物栄養学科の収容定員は次のとおりとする。

学 科	収 容 定 員			
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人間生活学科	210人	200人	190人	180人
食物栄養学科	340人	—	—	—

附 則

- 一 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、平成25年度入学生から適用するものとし、平成24年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、平成26年度入学生から適用するものとし、平成25年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、平成27年度入学生から適用するものとし、平成26年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、平成28年度入学生から適用するものとし、平成27年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、平成29年度入学生から適用するものとし、平成28年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、平成31年度入学生から適用するものとし、平成30年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、令和元年12月9日から施行する。

附 則（令和2年3月改正）

- 一 本学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、令和2年度入学生から適用するものとし、平成31年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則（令和2年8月改正）第4条、第6条、第11条、第11条の4、第11条の5、第11条の6、第11条の9、第13条、第14条、第15条、第19条、第46条、別表1、別表2、別表3、別表4、別表5

- 一 本学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 二 本学則は、令和3年度入学生から適用するものとし、令和2年度以前の入学生については生活科学科の名称を除き従前の規定を適用する。

附則（令和3年8月改正）別表1

- 一 本学則は、令和4年4月1日から施行する。

二 本学則は、令和4年度入学生から適用するものとし、令和3年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附則（令和4年10月改正）別表1（令和4年11月改正）第9条、第11条

一 本学則は、令和5年4月1日から施行する。

二 本学則は、令和5年度入学生から適用するものとし、令和4年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附則

一 本学則は、令和6年4月1日から施行する。

二 本学則は、令和6年度入学生から適用するものとし、令和5年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附則

一 本学則は、令和7年4月1日から施行する。

二 本学則は、令和7年度入学生から適用するものとし、令和6年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

別表 1 (第 10 条関係)

学 部 及 び 学 科 等 の 名 称	学 科 目	授 業 科 目 名	単位数		備 考
			必修	選択	
家政学部 生活科学科 食物栄養学科	共通 基 礎 科 目	人間学系	宗教学の人間論	2	
			哲学の人間論	2	
			倫理学の人間論	2	
			心理学の人間論	2	
			生物学の人間論	2	
			教育原理Ⅰ	2	
			教育心理	2	
		生活学系	生活学的政治論	2	
			生活学法律論	2	
			生活学社会論	2	
			生活学経済論	2	
			日本国憲法	2	
	生活科学系	生活生物学 生活化学 生活物理学 数理・データサイエンス基礎	生活生物学	2	食物栄養学科は必修。
			生活化学	2	
			生活物理学	2	
			数理・データサイエンス基礎	2	
	語学系	国語表現法Ⅰ 国語表現法Ⅱ 総合英語Ⅰ 総合英語Ⅱ（ベーシック） 総合英語Ⅱ（アドバンス） 実用英語Ⅰ	2		
				2	
				2	
				2	
				2	
				2	

			実用英語Ⅱ		2	
			専門英語（生活）		2	
			専門英語（栄養）		2	
			英会話		2	
		健康学系	運動健康論		2	実技を含む。
		キャリア系	情報処理演習		2	
			キャリアデザインⅠ		2	
			キャリアデザインⅡ		1	
		特別科目	学生生活と社会Ⅰ	1		他大学からの編入生等は8単位中4単位を必修とする。
			学生生活と社会Ⅱ	1		
			学生生活と社会Ⅲ	1		
			学生生活と社会Ⅳ	1		
			学生生活と社会Ⅴ	1		
			学生生活と社会Ⅵ	1		
			学生生活と社会Ⅶ	1		
			学生生活と社会Ⅷ	1		
		合 計		14	53	
家政学部 生活科学科	専 門 科 目	人間学系	宗教学的人間学		2	「宗教学的人間学」「哲学的人間学」いずれか1科目2単位必修。
			哲学的人間学		2	
		生活学系	家政学原論Ⅰ	2		家庭経済学を含む。
			家政学原論Ⅱ		2	
			家族関係学		2	
			生活経営学		2	
			消費生活論		2	
			保育学		2	
						実習及び家庭看護を含む。

	社会福祉調査の基礎	2	
	社会福祉原論	2	社会福祉専攻必修。
	社会保障論	2	
	組織のコミュニケーション	1	
	チームマネジメント	1	
	高齢者福祉	2	
	児童・家庭福祉	2	
	障害者福祉	2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2	
	ソーシャルワークの理論と方法	2	
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	2	
	医学概論	2	社会福祉専攻必修。
	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	
	福祉サービスの組織と経営	2	
	貧困に対する支援	2	
	保健医療と福祉	2	
	権利擁護を支える法制度	2	
	刑事司法と福祉	2	
	ソーシャルワーク演習	2	
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	2	
	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	2	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	1	

			ソーシャルワーク実習Ⅰ	2	
			ソーシャルワーク実習Ⅱ	4	
			介護福祉概論	2	社会福祉専攻必修。
			介護の基本Ⅰ	2	
			介護の基本Ⅱ	2	
			介護の基本Ⅲ	2	
			介護福祉総論Ⅰ	2	
			介護福祉総論Ⅱ	2	
			コミュニケーション技術A	2	
			コミュニケーション技術B	2	
			生活支援技術A	2	
			生活支援技術B	2	
			生活支援技術C	2	
			生活支援技術（調理）	2	
			生活支援技術（被服）	1	
			介護過程Ⅰ	2	
			介護過程Ⅱ	1	
			介護過程Ⅲ	2	
			介護過程Ⅳ	1	
			介護総合演習Ⅰ	1	
			介護総合演習Ⅱ	1	
			介護総合演習Ⅲ	1	
			介護総合演習Ⅳ	1	
			介護実習Ⅰ－1	2	
			介護実習Ⅰ－2	4	
			介護実習Ⅱ	4	

		こころのしくみと機能	2	7科目 14 単位の内、2科目 4 単位必修。
		こころとからだのしくみA	2	
		こころとからだのしくみB	2	
		老化の理解	2	
		老人の心理	2	
		認知症の理解A	2	
		認知症の理解B	2	
		障害の理解	2	
		医療的ケアⅠ	4	
		医療的ケアⅡ	1	
		教職論	2	
		教育原理Ⅱ	2	
		特別支援教育概論	1	
		生徒指導論	2	
		進路指導論	1	
		教育相談論	2	
		特別支援教育総論	2	
		知的障害者の心理・生理・病理	2	
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2	
		病弱者の心理・生理・病理	2	
		視覚障害者教育総論	2	
		聴覚障害者教育総論	2	
		重複障害者・学習障害者等の心理・生理・病理	2	
	生活科学系	衣生活概論	2	実習を含む。
		被服管理学	2	
		衣造形学演習	2	

	食生活概論	2	
	食品栄養学	2	
	調理学演習	2	実習を含む。
	住生活概論	2	製図を含む。建築デザイン専攻必修。
	建築計画Ⅰ	2	建築デザイン専攻必修。
	建築計画Ⅱ	2	建築デザイン専攻必修。
	建築史	2	
	インテリアデザイン	2	建築デザイン専攻必修。
	地域防災計画	2	
	家族建築学	2	
	建築環境工学Ⅰ	2	
	建築環境工学Ⅱ	2	
	建築設備	2	
	建築法規Ⅰ	2	建築デザイン専攻必修。
	建築法規Ⅱ	2	
	建築構造Ⅰ	2	
	建築構造Ⅱ	2	
	構造力学Ⅰ	2	
	構造力学Ⅰ演習	1	
	構造力学Ⅱ	2	
	構造力学Ⅱ演習	1	
	建築材料学	2	
	建築施工	2	
	統計学	2	
	人間環境学	2	
	人間環境学実験	1	

			色彩学		2	建築デザイン専攻必修。 建築デザイン専攻必修。
			福祉住環境		2	
			建築設計製図Ⅰ		4	
			建築設計製図Ⅱ		8	
			建築設計製図Ⅲ（「フィールドワーク」を含む。）		10	
			建築設計製図Ⅳ（「フィールドワーク」を含む。）		10	
			リノベーション計画		2	
			ウッドワーキング・クラフトデザイン演習		2	
			工業概論		2	
			工業基礎技術		2	
家政学部 食物栄養学科	専 門 基 礎 分 野	社 会 ・ 環 境 と 健 康	職業指導	職業指導	2	
			卒業研究Ⅰ	4		
			卒業研究Ⅱ	4		
			合 計	10	258	
			公衆衛生学	2		
			人間環境学	2		
			社会福祉学	2		
			公衆衛生学実習	1		
		人体の構造と機能 疾病の成り立ち	解剖生理学Ⅰ	2		
			解剖生理学Ⅱ	2		
			運動生理学		2	
			運動指導実習		1	
			臨床医学Ⅰ	2		
			臨床医学Ⅱ	2		
			病理学		2	

			生化学Ⅰ	2		
			生化学Ⅱ		2	
			微生物学	2		
			解剖生理学実験Ⅰ	1		
			解剖生理学実験Ⅱ		1	
			生化学実験	1		
	食 物 と 健 康		食物学概論	2		
			食品学Ⅰ	2		
			食品学Ⅱ	2		
			食品衛生学	2		
			調理学	2		
			食品学実験Ⅰ	1		
			食品学実験Ⅱ	1		
			食品衛生実験	1		
			調理学実習Ⅰ	1		
			調理学実習Ⅱ	1		
			合 計	36	8	
専 門 分 野	基礎栄養学		基礎栄養学	2		
			基礎栄養学実習	1		
	応用栄養学		応用栄養学Ⅰ	2		
			応用栄養学Ⅱ	2		
			応用栄養学Ⅲ		2	
			応用栄養学実習	1		
	栄養教育論		栄養教育論Ⅰ	2		
			栄養教育論Ⅱ	2		

	食文化・食行動論 栄養情報処理実習 栄養教育論実習	1 1	2	
栄養教諭論	栄養教諭論Ⅰ 栄養教諭論Ⅱ		2 2	
臨床栄養学	臨床栄養学Ⅰ 臨床栄養学Ⅱ 栄養管理学Ⅰ 栄養管理学Ⅱ 臨床栄養学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅱ	2 2 1 1	 2 2	
公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ 公衆栄養学Ⅱ 公衆栄養学実習	2 1	 2	
給食経営管理論	経営管理学 給食管理学 給食管理実習（学内）	2 2 1		
総合演習	総合演習Ⅰ 総合演習Ⅱ		1 1	
臨地実習	給食管理実習（校外） 臨地実習	1	 3	
特別演習	特別演習Ⅰ 特別演習Ⅱ 特別演習Ⅲ		2 2 2	
卒業研究	卒業研究		4	

			合 計	29	29	
	家政学関係科目	家庭経営学	家政学原論Ⅰ	2		
家政学原論Ⅱ				2		
家族関係学				2		
保育学		保育学		2		
合 計			2	6		
	合 計			67	43	
家政学部 生活科学科	教科及び教科の指導法に関する科目	教科教育法家庭Ⅰ			2	建築デザイン専攻。 建築デザイン専攻。
		教科教育法家庭Ⅱ			2	
		教科教育法家庭Ⅲ			2	
		教科教育法家庭Ⅳ			2	
		教科教育法工業Ⅰ			2	
		教科教育法工業Ⅱ			2	
家政学部 生活科学科	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理Ⅰ			2	
		教育原理Ⅱ			2	
		教職論			2	
		教育心理			2	
		特別支援教育概論			1	
		教育課程論			2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と方法			2	
		特別活動・総合的な学習の時間の指導法			2	
		教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む）			2	
		生徒指導論			2	
		進路指導論			1	
		教育相談論			2	

教育実践に関する科目	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ 教育実践演習（中・高）		1 4 2	事前事後の指導
	合 計	0	29	
特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育総論		2	「特別支援教育総論」「知的障害者の心理・生理・病理」「肢体不自由者の心理・生理・病理」「病弱者の心理・生理・病理」「視覚障害者教育総論」「聴覚障害者教育総」「重複障害者・学習障害者等の心理・生理・病理」の7科目14単位は生活科学科の専門科目として開設し、内2科目4単位を必修とする。
特別支援教育領域に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理		2	
	肢体不自由者の心理・生理・病理		2	
	病弱者の心理・生理・病理		2	
	知的障害者教育論		2	
	肢体不自由者教育論		2	
	病弱者教育論		2	
	知的障害者教育総論		2	
	肢体不自由者教育総論		2	
	病弱者教育総論		2	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複障害者・学習障害者等の心理・生理・病理		2	
	重複障害者・学習障害者等教育論		2	
	視覚障害者教育総論		2	
	聴覚障害者教育総論		2	
	情緒障害者等教育総論		2	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	教育実習		3	
	合 計		33	
特別科目	教職キャリアデザインⅠ		2	
	教職キャリアデザインⅡ		2	

家政学部 食物栄養学科	栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭論Ⅰ 栄養教諭論Ⅱ		2 2	
	教育の基礎的理解に関する科目	教育原理Ⅰ 教職論 教育心理 特別支援教育概論 教育課程論		2 2 2 1 2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と方法 特別活動・総合的な学習の時間の指導法 教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む） 生徒指導論 教育相談論		2 2 2 2 2	
	教育実践に関する科目	栄養教育実習Ⅰ 栄養教育実習Ⅱ 教育実践演習（栄養教諭）		1 1 2	事前事後の指導
	合 計			27	
	特別科目	教職キャリアデザインⅠ 教職キャリアデザインⅡ		2 2	

別表2(第11条の5関係)

社会福祉士国家試験受験資格に関する科目

法定指定科目	本学規程の科目	単位数		備 考
		必修	選択	
医学概論	医学概論		2	社会福祉専攻必修。
心理学と心理的支援	心理学的人間論		2	
	こころのしくみと機能		2	
社会学と社会システム	生活学的社会論		2	
社会福祉の原理と政策	社会福祉原論		2	社会福祉専攻必修。
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎		2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職		2	社会福祉専攻必修。
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)		2	
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法		2	
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワークの理論と方法(専門)		2	
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ		2	社会福祉専攻必修。
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ		2	
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営		2	
社会保障論	社会保障論		2	
高齢者福祉	高齢者福祉		2	社会福祉専攻必修。
	介護福祉概論		2	
	介護の基本Ⅰ		2	
障害者福祉	障害者福祉		2	
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉		2	
貧困に対する支援	貧困に対する支援		2	

保健医療と福祉	保健医療と福祉		2	
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度		2	
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉		2	
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習		2	
ソーシャルワーク演習(専門)	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ		2	
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ		2	
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ		1	
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅰ		2	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ		4	
合 計		0	61	

別表3(第11条の4第2項、第13条、第14条、第15条関係)

介護福祉士国家試験受験資格に関する科目

社会福祉士介護福祉士学校 指定規則「別表第四」の科目			本 学 規 程 の 科 目			備 考
科 目 名			科 目 名	単位数	時間数	
人 間 と 社 会	人間の尊厳と自立	3 0 以上	哲学的人間学 宗教学的人間学	(2) (2)	(30) (30)	} いずれか1科目2単位必修
	人間関係とコミュニケーション	6 0 以上	組織のコミュニケーション チームマネジメント	1 1	30 30	
	社会の理解	6 0 以上	社会保障論 社会福祉原論	2 2	30 30	
	人間と社会に関する 選択科目		家政学原論Ⅰ 衣生活概論 食生活概論	2 2 2	30 30 30	
	小 計	2 4 0		14	240	
	介 護	介護の基本	1 8 0	介護福祉概論 介護の基本Ⅰ 介護の基本Ⅱ 介護の基本Ⅲ 介護福祉総論Ⅰ 介護福祉総論Ⅱ	2 2 2 2 2 2	30 30 30 30 30 30
コミュニケーション技術		6 0	コミュニケーション技術A コミュニケーション技術B	2 1	30 30	
生活支援技術		3 0 0	生活支援技術A 生活支援技術B 生活支援技術C 福祉住環境 生活支援技術（調理） 生活支援技術（被服）	2 2 2 2 2 2	60 60 60 30 60 30	

こ こ ろ と か ら だ の し く み	介護過程	1 5 0	介護過程Ⅰ 介護過程Ⅱ 介護過程Ⅲ 介護過程Ⅳ	2 1 2 1	30 30 60 30	
	介護総合演習	1 2 0	介護総合演習Ⅰ 介護総合演習Ⅱ 介護総合演習Ⅲ 介護総合演習Ⅳ	1 1 1 1	30 30 30 30	
	介護実習	4 5 0	介護実習Ⅰ－1 介護実習Ⅰ－2 介護実習Ⅱ	2 4 4	90 180 180	
	小 計			46	1260	
	こころとからだのしくみ	1 2 0	こころのしくみと機能 医学概論 こころとからだのしくみA こころとからだのしくみB	2 2 2 2	30 30 30 30	
	発達と老化の理解	6 0	老化の理解 老人の心理	2 2	30 30	
	認知症の理解	6 0	認知症の理解A 認知症の理解B	2 2	30 30	
	障害の理解	6 0	知的障害者の心理・生理・病理 障害の理解	2 2	30 30	
	小 計	3 0 0		20	300	
	医療的ケア	5 0	医療的ケアⅠ 医療的ケアⅡ	4 1	60 30	
	小 計			5	90	
	合 計	1 8 5 0		85	1890	

別表4（第11条の6関係）

建築士試験 指定科目

指定科目の分類		授 業 科 目		指定科目単位数		備 考
二級・木造	一級			必修	選択	
①建築設計製図 実務0～2年（5単位以上） 実務3～5年（3単位以上） 単位数小計	① 建築設計製図（7単位以上） 単位数小計	① 建築設計製図Ⅰ ① 建築設計製図Ⅱ ① 建築設計製図Ⅲ（「フィールドワーク」を含む。） ① 建築設計製図Ⅳ（「フィールドワーク」を含む。）		4 8 10 10		※ ※
32	32			32		
②～④建築計画、建築環境工学 又は建築設備 実務0～2年（7単位以上） 実務3～5年（2単位以上） 単位数小計	② 建築計画（7単位以上） 単位数小計	② 住生活概論 ② 建築計画Ⅰ ② 建築計画Ⅱ ② 建築史 ② 地域防災計画 ② 家族建築学		2 2 2 2 2 2		※ ※ ※
	12			12		
	③ 建築環境工学（2単位以上） 単位数小計	③ 建築環境工学Ⅰ ③ 建築環境工学Ⅱ		2 2		
	4			4		
	④建築設備（2単位以上） 単位数小計	④ 建築設備		2		
18	2			2		
⑤～⑦構造力学、建築一般構造 又は建築材料 実務0～2年（6単位以上） 実務3～5年（3単位以上） 単位数小計	⑤構造力学（4単位以上） 単位数小計	⑤ 構造力学Ⅰ ⑤ 構造力学Ⅰ演習 ⑤ 構造力学Ⅱ ⑤ 構造力学Ⅱ演習		2 2 2 2		

	8			8		
	⑥建築一般構造(3 単位以上)	⑥	建築構造Ⅰ	2		
	単位数小計	⑥	建築構造Ⅱ	2		
	4			4		
単位数小計	⑦建築材料 (2 単位以上)	⑦	建築材料学	2		
	単位数小計					
14	2			2		
⑧建築生産 (1 単位以上)	⑧建築生産 (2 単位以上)	⑧	建築施工	2		
単位数小計	単位数小計					
2	2			2		
⑨建築法規 (1 単位以上)	⑨建築法規 (1 単位以上)	⑨	建築法規Ⅰ	2		※
単位数小計	単位数小計	⑨	建築法規Ⅱ	2		
4	4			4		
⑩その他 (適宜)	⑩その他 (適宜)	⑩	色彩学		2	
		⑩	インテリアデザイン	2		※
単位数小計	単位数小計	⑩	人間環境学実験		1	
5	5			2	3	
70	70	①～⑨の単位数合計		70	0	
75	75	総単位数 (①～⑩の単位数合計)		72	3	

※「建築設計製図Ⅰ」「建築設計製図Ⅱ」「住生活概論」「建築計画Ⅰ」「建築計画Ⅱ」「建築法規Ⅰ」「インテリアデザイン」は建築デザイン専攻必修。

別表5(第32条関係)

種 別	金 額	備 考
入 学 検 定 料	30,000 円	入学願書に添えて納入する。
入 学 金	250,000 円	入学手続き時に納入する。(本短期大学部卒業(見込)者は半額)
授 業 料	780,000 円	毎年2期に分けて納入する。